

議第103号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第1条中「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改める。

第4条の見出し中「賦課もれ等」を「賦課漏れ等」に改め、同条第1項中「賦課もれ等」を「賦課漏れ等」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「または」を「又は」に改める。

第28条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に、「おいては」を「は」に改め、同条第4項中「より第1項に規定する」を「より第1項の」に、「おいては」を「は」に、「に第1項に規定する」を「に同項の」に改め、同条第6項中「おいて」を削り、同条第7項中「おいては」を「は」に改め、同条第8項前段及び第9項前段中「おいて」を削る。

第28条の2の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第28条の2の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の右に「法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は」を加え、「(控除対象扶養親族を除く。)」を削る。

第37条の5第1項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改める。

第37条の8(見出しを含む。)、第37条の9及び第37条の11ただし書中「または」を「又は」に改める。

第46条の2の見出し及び第46条の3(見出しを含む。)中「案分」を「按分」に改める。

第55条第1項各号列記以外の部分中「但し」を「ただし」に改め、同項第1号中「因り」を「より」に改め、同項第3号中「又は収納」を「若しくは収納」に、「因り」を「より」に、「基く」を「基づく」に改め、同項第4号中「因り」を「より」に改め、同項第5号中「外」を「ほか」に改める。

第58条本文中「本条」を「この条」に改める。

第74条第1項前段中「本節」を「この節」に改める。

第133条第2項中「または」を「又は」に改める。

第138条第2項中「もしくは」を「若しくは」に、「本項」を「この項」に、「または」を「又は」に改める。

第140条中「本条」を「この条」に改める。

第143条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改め、「以下」を削る。

第144条中「または」を「又は」に改める。

第145条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「(通知書)」を「(次項において「通知書」)」に改め、「。次項において同じ」を削る。

第187条第1項及び第3項中「本節」を「この節」に改める。

第190条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第193条第2項及び第196条第2項中「本項」を「この項」に改める。

第202条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「または」

を「又は」に改め、「以下」を削り、「同様とする」を「同じ」に改める。

第203条中「または」を「又は」に改める。

第204条第1項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「(通知書)」を「(次項において「通知書」)」に改め、「。次項において同じ」を削る。

附則第3条の見出し中「または」を「, 又は」に改める。

附則第4条の5第3項第1号中「に第1項に規定する」を「に同項の申告書」に、「, 第1項に規定する」を「, 第1項の」に改め、「記載した」の右に「申告書」を加える。

附則第5条第3項第1号中「に第1項に規定する」を「に同項の申告書」に、「, 第1項に規定する」を「, 第1項の」に改め、「記載した」の右に「申告書」を加える。

附則第5条の3第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第27項第3号及び第35項」を「第26項第3号及び第34項」に改め、同項第2号中「及び第27項第2号」を削り、「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第27項第1号及び第30項」を「附則第15条第26項第1号及び第29項」に改め、同項第5号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法附則第15条第26項第2号 4分の3

附則第18条の2第3項中「, 第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の2の2第3項後段、第19条の3第5項後段及び第19条の4第3項後段中「に第1項に規定する」を「に同項の」に改める。

附則第32条第1項を削り、同条第2項中「令和15年度」とあるのは

「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」と、」を削り、「法附則第61条第4項」を「法附則第61条第2項」に改め、同項を同条とする。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「勤労学生控除額、」の右に「法第317条の2第1項各号列記以外の部分に規定する」を加え、「(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を削る。

附則第17条の5の2第1項前段中「附則第35条の2の6第11項及び第15項」を「附則第35条の2の6第8項及び第11項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「つき前項」を「つき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「(次に掲げる場合を除く。)」及び「ものとし、所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第27条第1項及び第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第19条の2の2第1項中「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

附則第19条の2の3第1項中「附則第35条の2の6第12項」を「附則第35条の2の6第9項」に改める。

(京都市証明等手数料条例の一部改正)

第3条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の項中「固定資産課税台帳」の右に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「同条第1項」を「同項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の右に「又は法第387条

第3項若しくは第4項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供する事務」を加え、同表(3)の項中「証明書」の右に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第4条 京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の項中「交付」の右に「(法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同表(2)の項中「それらの写しを閲覧に供する事務」の右に「(法第382条の4の規定により固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものを閲覧に供する事務を含む。)」を加え、同表(3)の項中「交付」の右に「(法第382条の4の規定により当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例の一部を改正する条例(令和3年6月14日京都市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち第28条の2の3第1項の改正規定を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第28の2の2の見出し並びに第28条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第5条の3第1項、第18条の2第3項及び第32条の改正規定並びに第5条及び次条第1項の規定 令和5年1月1日

(2) 第2条及び次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第4条及び附則第3条第2項の規定 令和6年4月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例(以下「改正後の条

例」という。) 第28条の2の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する改正後の条例第28条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の京都市市税条例第28条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 第2条の規定による改正後の京都市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 第4条の規定による改正後の京都市証明等手数料条例別表第2の規定は、同条の規定の施行の日以後にされる地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付、同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧又は同法第387条第3項若しくは第4項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の閲覧及び同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

#### 提案理由

地方税法の一部改正により住宅借入金等特別税額控除が見直されたこと等に伴い、規定を整備する等の必要があるので提案する。